

ごみ出しマナー啓発

問合せ 環境課ごみ減量係

ごみ収集の注意点

●プラスチックについて

- 軟質プラスチック 燃やすことのできるごみ
- 硬質プラスチック 資源ごみ

卵の入った容器は資源ごみ、それより軟らかいものは燃やすことのできるごみとして出してください。

●雑紙について

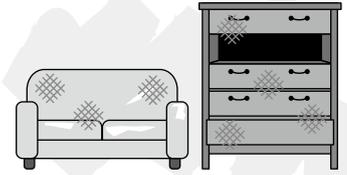
パンフレット、カタログ、ノート、プリント類、コピー紙、ポスター、包装紙、はがき、封筒、菓子の箱、ティッシュの箱などの紙類はリサイクルできます。燃やすことのできるごみではなく、資源ごみとして出してください。

●雨の日の資源ごみ・粗大ごみの収集について

紙類・布類、布団やカーペットなどの水を吸収するものは収集しません。

●大量に出る粗大ごみについて

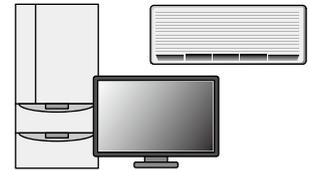
引っ越しなどで粗大ごみが多量にできる場合は、市の収集ではなくクリーンセンター衣浦に直接搬入してください。



受け入れできないごみ

- ・家電リサイクル法にかかる電化製品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）
- ・処理困難物（プロパンガスボンベ、ボイラー、バッテリー、揮発油・軽油・灯油・重油などの石油製品、油または塗料入りの缶、消火器、劇薬、農薬、農機具、タイヤ、ボウリングの球、耐火金庫など）

※販売店での引き取りまたは環境課ごみ減量係に相談してください。



平成29年度燃やすことのできる

ごみの袋広告募集

市指定袋に「広告」を掲載してみませんか。

対象 事業を営む団体、個人

広告規格 縦100mm×横150mmで市のイメージを損なわないもの

※色は市が指定する単色です。

広告料 1枠当たり5万円（税込）

募集枠 16枠

※申込み多数の場合、平成28年度広告掲載者を優先します。

作成予定枚数 約250万枚

配布先 市内約2万7千世帯

申込み 9月30日(金)までに指定の申込書に必要書類を添えて環境課ごみ減量係

碧南市指定袋 燃やすことのできるごみ

150mm				
100mm	広告 1	広告 2	広告 3	広告 4
	広告 5	広告 6	広告 7	広告 8
	広告 9	広告 10	広告 11	広告 12
	広告 13	広告 14	広告 15	広告 16

B型肝炎ワクチンが 定期予防接種になります

問合せ 保健センター ☎(48)3751

10月1日(土)より、B型肝炎が定期予防接種の対象疾病に追加されます。

対象 平成28年4月1日以後に生まれ、生後1歳に至るまでの子

※H B s 抗原陽性の人の胎内または産道においてB型肝炎ウイルスに感染するおそれのある子で、抗H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある子は除きます。

接種回数 3回

※組換え沈降B型肝炎ワクチンを使用し、生後2か月に至ったときから生後9か月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔を以て2回接種したのち、第1回目の注射から139日以上の間隔を以て1回接種します。接種券（8月以降郵送）、母子健康手帳をお持ちください。

接種場所 指定医療機関

※ホームページをご覧ください。県内の市町村で予防接種を希望する場合、保健センターで手続きをしたあとに接種してください。

申込み 電話で指定医療機関

●10月1日(土)より前の接種の取り扱い

10月1日(土)より前に定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものを接種した人は、既にB型肝炎の予防接種を受けたものとみなして、以降の接種を行います。